

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告示

○競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件の一部を改正する件

○大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件

○県営土地改良事業計画を変更した件

○保安林の指定をする予定である件二件

公告

○県営土地改良事業の工事が完了した件

○浸水想定区域を指定した件

福島県警察本部

○一般競争入札を行う件

福島県いわき東警察署

○一般競争入札を行う件

告示

福島県告示第五百二十三号

競争入札の方法により庁舎等維持管理業務の委託契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を定める件（平成十五年福島県告示第七百八十三号）の一部を次のとおり改正する。

令和七年七月二十九日

第四の第五号及び第十七号中「第三十四条」を「第三十七条」に改める。

福島県知事 内堀雅雄
（施設管理課）

福島県告示第五百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和七年七月二十九日から同年八月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び伊達市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年七月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ伊達箱崎店・直売所 福島県伊達市箱崎字東六番ほか

二 法第八条第一項の規定により伊達市から聴取した意見の概要

意見なし

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、浮金第二地区に係る県営農業競争力強化農地整備事業（農地整備事業）を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年七月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和七年七月三十日から

同年八月十八日まで（二十日間）

三 縦覧の場所

小野町役場

四 その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

（農村計画課）

福島県告示第五百二十六号

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、南相馬市森林整備計画で定める標

全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

七の一、二〇七の二、二一一の一から二二一の三まで、二一四の二、二一五の一、二一五の三、二二五の四、二一九、二二一、二二三、二二三の一、二二三の二、二二六の一、二二六の二、二四五の四、三四五の七、三四六の一、三四六の二、三四七の一から三四七の三まで、三四八の一、三四八の二、三四九の一、三四九の二、三五〇の一、三五〇の二、三五一の一、三五一の二、三五二から三五七まで、三五九の二、三六〇の二から三六〇の四まで、三六六、三七九から三九七まで、三九九、四〇〇

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

公 告

公告第四百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の三第三項の規定により、伊香堰地区に係る県営農業用河川工作物応急対策事業（大規模）の工事は令和七年四月二十四日完了したので公告する。

令和七年七月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

公告第四百十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、只見川、旧宮川、佐賀瀬川、赤沢川、藤川、氷玉川、舘の川及び東尾岐川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和七年七月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県警察本部

(河川整備課)

福島県警察本部公告第68号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるデジタル住宅地図の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年7月29日

福島県警察本部長 森 末 治

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品の名称及び数量 デジタル住宅地図 一式（納入、データ更新等を含む。）
- (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 借入期間 令和7年11月1日から令和12年10月31日まで
- (4) 納入場所 福島県警察本部警務部情報管理課（福島県福島市杉妻町5番75号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は相当期間貸与した実績を有し、当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年8月22日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町5番75号

福島県警察本部警務部会計課

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において、令和7年7月29日（火）から同年9月8日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同年8月11日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札説明書等の配布

次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。

- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
- (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
- (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙20枚程度が入る大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。また、電子メールによる配布を希望する場合は、件名に本件入札に係る公告番号及び借入物品の名称を、本文に請求者名、担当者名及び連絡先を記載した電子メールを次のメールアドレス宛に送信の上、3に掲げる電話番号まで請求の旨を連絡すること。なお、入札説明書等は、当該送信に用いた電子メールアドレスに送信する。

fp-nyuusatu@police.pref.fukushima.jp

6 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日時 令和7年9月9日（火）午前11時
- (2) 場所 福島県警察本部庁舎1階入札室（福島県福島市杉妻町5番75号）
- (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年9月8日（月）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなけ

ればならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県警察本部長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products for lease: A digital residential map (including related costs concerning delivery, data updating, etc.) 1 set

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00a.m., 9 September 2025

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00p.m., 8 September 2025

(4) Contact point for the notice: Finance Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 5-75 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8686 Japan TEL 024-522-2151

(会 計 課)

福島県いわき東警察署公告第2号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける警察用船舶「おなはま」中間検査整備（機関部）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和7年7月29日

福島県いわき東警察署長 齋 藤 勲

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 警察用船舶「おなはま」中間検査整備（機関部） 一式
- (2) 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和7年12月26日まで
- (4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続の開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続の開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始後の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 仕様書に定める業務内容と合致又は類似した船舶整備業務の履行実績があり、かつ、仕様書に定める業務内容を公正かつ的確に遂行し得る体制及び能力を有する者であること。

- (5) M A N社からD 2842 L E 406型高速船用ディーゼルエンジンの整備に関して認定されている者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和7年8月26日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号971-8151 福島県いわき市小名浜岡小名字御代坂19
福島県いわき東警察署会計課
電話0246-54-1111
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和7年7月29日（火）から同年9月9日（火）まで（土曜日及び日曜日並びに同年8月11日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
(1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙25枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
(1) 日時 令和7年9月10日（水）午前11時00分
(2) 場所 福島県いわき東警察署3階大会議室（福島県いわき市小名浜岡小名字御代坂19）
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和7年9月9日（火）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(4) 契約書作成の要否 要
(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県いわき東警察署長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
(6) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
(1) Nature and quantity of the service to be required: Maintenance for the engine of Police ship "Onahama" for midterm inspection 1 set
(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00a.m., 10 September 2025
(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00p.m., 9 September 2025

- (4) Contact point for the notice: Accounting Section, Iwaki-higashi Police station, 19 Miyozaka, Okaona, Onahama, Iwaki City, Fukushima 971-8151 Japan
TEL 0246-54-1111

(福島県いわき東警察署)